

巻頭言（2013年3月号）

理事長 新谷友良

「障害者手帳制度について」

皆さんご承知のように、障害者手帳には身体障害者手帳・知的障害者のための療育手帳（愛の手帳）・精神障害者福祉手帳があります。そしていま、難病手帳の議論もされているようです。

身体障害者手帳についていえば、私たちが手話通訳や要約筆記者の派遣を依頼する場合、手帳が必要とされる区市がほとんどです。そのほか、都営交通機関の無料パス・医療費助成・NHK受信料の減免など、手帳制度の関連する障害者福祉サービスは非常に多岐にわたっています。

身体障害者手帳を取得するためには、区市の窓口で「身体障害者診断書・意見書」用紙をもらい、障害者判定の資格をもつ医師に診断書を作成してもらう必要があります。医師は、身体障害者福祉法第4条別表に従って障害判定を行い、障害等級を決めます。聴覚障害の場合、最も軽い6級の基準が①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの、とされていますので、この基準に満たないと手帳を取得できないことになります。

私たちが取り組んでいるデシベルダウンの運動は、この判定基準を世界保健機関（WHO）が規定する41デシベル以下に緩和することを求めるものですが、政府での判定基準の見直しはなかなか進みません。厚生労働省の資料を見ると、障害判定に不服がある場合、私たちは都道府県知事に不服申立をすることができます。そして、都道府県の地方社会福祉審議会が申立をもっともと判断した場合、都道府県知事が国に判定見直しを求め、国は「疾病・障害認定審査会」の「身体障害認定分科会」に判定基準の見直しを諮問するという流れが説明されています。現実には、平成21年では肝機能障害が諮問されて、この場合には認定基準に入れるという答申が出ています。その前は平成16年に1件、平成14年に3件判定基準の見直しがあります。

平成25年度から始まる障害者基本計画に「障害者手帳制度」の見直しが入ると思いますが、このような国レベルの動きとは別に、協会としても手帳制度の見直しを促す具体的な行動を考える時がきていると思います。